

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公表番号】特表2008-517871(P2008-517871A)

【公表日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2008-021

【出願番号】特願2007-515393(P2007-515393)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/655 (2006.01)

A 6 1 K 41/00 (2006.01)

A 6 1 P 1/04 (2006.01)

A 6 1 P 41/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/655

A 6 1 K 41/00

A 6 1 P 1/04

A 6 1 P 41/00

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 43/00 1 2 5

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月2日(2008.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験体における放射線誘発性腸炎を処置するための組成物であって、
バルサラジド
を含む、組成物。

【請求項2】

前記バルサラジドが、前記被験体の放射線治療の初回投与の少なくとも1日前に投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記バルサラジドが、前記被験体の放射線治療の初回投与の少なくとも5日前に投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記バルサラジドが、放射線治療の間に投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記バルサラジドが、放射線治療の休止後少なくとも1日間、投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記バルサラジドが、放射線治療の休止後14日間、投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項 7】

前記バルサラジドが、放射線治療の初回投与の少なくとも 1 日前から、放射線治療の休止の少なくとも 1 日後まで投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記被験体が、結腸直腸癌、虫垂癌、肛門癌、または小腸癌を含む胃腸悪性腫瘍；前立腺癌、膀胱癌、精巣癌、または陰茎癌を含む泌尿生殖器悪性腫瘍；子宮頸癌、子宮内膜癌、卵巣癌、腫瘍、または外陰部の癌を含む婦人科悪性腫瘍；あるいは、骨原性悪性腫瘍および骨盤構造が関与する他の肉腫性悪性腫瘍のための処置の結果として放射線治療を受けた、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記バルサラジドが、前記被験体に毎日 2 回、投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

約 3000 mg ~ 約 5000 mg の間のバルサラジドが、前記被験体に毎日投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記バルサラジドが、約 8 週間 ~ 約 12 週間の間で、前記被験体に投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記被験体が、急性放射線腸炎を有する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記放射線誘発性腸炎が、化学療法と組み合わせた放射線治療または外科手術と組み合わせた放射線治療によって引き起こされる、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 14】

前記バルサラジドが、被験体の放射線治療もしくは化学療法の初回投与の少なくとも 1 日前、または外科手術を受ける少なくとも 1 日前に投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 15】

前記バラサラジドが、放射線治療もしくは化学療法の初回投与の少なくとも 5 日前、または外科手術を受ける少なくとも 5 日前に投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 16】

前記バラサラジドが、放射線治療、化学療法、または前記外科手術中に投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 17】

前記バラサラジドが、放射線治療もしくは化学療法の休止後の少なくとも 1 日間、または外科手術後の少なくとも 1 日間投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記バラサラジドが、放射線治療もしくは化学療法の休止の後の少なくとも 14 日間、または外科手術の後の少なくとも 14 日間投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 19】

前記バラサラジドが、放射線治療もしくは化学療法の初回投与の少なくとも 1 日前または外科手術を受ける少なくとも 1 日前から、放射線治療もしくは化学療法の休止の少なくとも 1 日後または外科手術の少なくとも 1 日後まで、投与されることを特徴とする、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 20】

前記被験体が、結腸直腸癌、虫垂癌、肛門癌、または小腸癌を含む胃腸悪性腫瘍；前立腺癌、膀胱癌、精巣癌、または陰茎癌を含む泌尿生殖器悪性腫瘍；子宮頸癌、子宮内膜癌

、卵巣癌、腫瘍、または外陰部の癌を含む婦人科悪性腫瘍；あるいは、骨原性悪性腫瘍および骨盤構造が関与する他の肉腫性悪性腫瘍のための処置の結果として放射線治療、化学療法、または外科手術を受けた、請求項13に記載の組成物。

【請求項21】

前記バルサラジドが、前記被験体に毎日2回、投与されることを特徴とする、請求項13に記載の組成物。

【請求項22】

約3000mg～約5000mgの間のバルサラジドが、毎日、前記被験体に投与されることを特徴とする、請求項13に記載の組成物。

【請求項23】

前記バルサラジドが、約8週間～約12週間の間で、前記被験体に投与されることを特徴とする、請求項13に記載の組成物。

【請求項24】

放射線誘発性腸炎から防御するための組成物であって、
バルサラジド
を含み、該組成物は、放射線治療を受ける前、放射線治療を受ける間、および／または放射線治療を受ける後に被験体に投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項25】

結腸の粘膜を放射線誘発性傷害から防御するための組成物であって、
バルサラジド
を含み、該組成物は、放射線治療を受ける前、放射線治療を受ける間、および／または放射線治療を受ける後に被験体に投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項26】

放射線誘発性結腸直腸炎症から防御するための組成物であって、
バルサラジド
を含み、該組成物は、放射線治療を受ける前、放射線治療を受ける間、および／または放射線治療を受ける後に被験体に投与されることを特徴とする、組成物。